

水道水質検査における低入札価格調査制度、最低制限価格制度 及び総合評価入札制度の利用状況について

○ 概要

水道水質検査の信頼性確保に関する取組検討会において、登録検査機関の水質検査料金の過度な引き下げへの抑制策として、最低制限価格制度等の取組が紹介されたところである。そこで今般、全国の水道事業者に対し、水質検査を委託する登録検査機関を選定する際に、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び総合評価入札制度の利用状況のアンケートを行った。

○ アンケート諸元

➤ アンケート方法

◇ 実施時期：平成 22 年 7 月 9 日～16 日

◇ 実施方法：

- 電子メールで調査表を送付（大臣認可事業者へは直接送付し、知事認可事業者へは都道府県衛生行政部局を通じて送付）。
- 水質検査業務委託及び水道施設の運転管理業務委託の際に、対象入札制度を利用したことがある事業者のみ回答。

➤ アンケート対象

◇ 厚生労働大臣認可水道事業者及び用水供給事業者（事業者数[※]：489）

◇ 都道府県知事認可水道事業者及び用水供給事業者（事業者数[※]：1131）

※ 平成 21 年 4 月現在の事業者数

➤ 回答状況

◇ 合計 60 事業者から回答（大臣認可事業者：37、知事認可事業者：23）

- 水質検査業務委託で対象入札制度を利用した事業者数：31 事業者
- 運転管理業務委託で対象入札制度を利用した事業者数：40 事業者

○ 主なアンケート結果

(1) 低入札価格調査制度について

アンケートの結果、水質検査業務委託の入札について、「低入札価格調査制度」を利用したことがある事業者は 8 事業者（大臣認可事業者 2、知事認可事業者 6）だった。そのうち、5 事業者が予定価格を基に基準価格を設定しており、その設定幅は 66%～85%だった。残り 3 事業者は、特に基準を設定していなかった。また、低入札価格制度を実施する場合の基準価格の設定方法等について公開している事業者は 0 事業者だった。

低入札価格調査制度を実施した場合の調査項目については、事業者によって異なるものの、1) 入札者が予定している人件費、物件費、旅費等の積算、2) 市場価格より低い価格で検査が実施できる入札業者の主張、3) 入札者の経営状況があげられた。なお、低入札価格調査の結果、基準価格を下回る入札額の業者を失格とした実績のある事業者は、0 事業者だった。

また、水道施設の運転管理業務で低入札価格調査制度を活用している事業者で、水質検査業務では低入札価格制度を活用していない事業者にその理由を尋ねたところ、水質検査業務は低入札価格制度を適用する設計金額に達していないためと回答した事業者が 2 事業者あった。

(2) 最低制限価格制度について

アンケートの結果、水質検査業務委託の入札について、「最低制限価格制度」を利用したことがある事業者は23事業者（大臣認可事業者12、知事認可事業者11）あった。そのうち、13事業者が予定価格を基に最低制限価格を設定しており、その設定幅は60%～90%だった。10事業者は、入札金額等を用いた独自の算定式で最低制限価格を設定していた。また、最低制限価格制度を実施する場合の最低制限価格の設定方法を公開している事業者は9事業者あり、そのうち2事業者においては、入札前に最低制限価格も公開していた。なお、最低制限価格制度を利用した結果、最低制限価格を下回る入札額の業者を失格とした実績のある事業者は、6事業者あった。

また、水道施設の運転管理業務で最低制限価格制度を活用している事業体で、水質検査業務では最低制限価格制度を活用していない事業体にその理由を尋ねたところ、「水質検査業務は随意契約で行っている」、「登録検査機関に委託しているので品質の保証が確保されている」、「検査料金の内訳（人件費等）が不明確」、「専門性を有する業務のため、過当競争の恐れがない」等の回答が得られた。

(3) 総合評価入札制度について

アンケートの結果、水質検査業務委託の入札について、「総合評価入札制度」を利用したことがある事業者は0事業者であった。

水道施設の運転管理業務で総合評価入札制度を活用している事業体で水質検査業務では総合評価入札制度を活用していない事業体にその理由を尋ねたところ、「委託金額が低いため総合評価入札制度に適さない」、「登録検査機関に委託しているため不要」等の回答が得られた。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する具体的事例について

【事例 1】水質検査業務委託に低入札価格制度を利用した事例(〇〇市水道局)

○ 対象業務：

- 〇〇市水道局では平成 20 年から水質検査業務を外部委託しており、その入札に関し平成 20 年から低入札価格調査制度を利用。
- 水質検査業務以外にも、各種建設工事、業務委託等で低入札価格調査制度を利用。

○ 基準価格の設定方法

- 水質検査業務については、予定価格の 66%を基準価格に設定。

○ 入札事前公表事項

- 〇〇市水道局では、当該案件が低入札価格制度の対象であること及び予定価格については事前に公表しているが、基準価格等については公表していない。

○ 低入札価格調査による調査事項(水質検査業務委託の場合)

- 低入札者の積算内訳(適正な履行が可能かどうか)
- 市場価格より低い価格で検査が実施できる入札業者の主張
- 手持ち業務の状況
- 過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注したことがある場合、当該工事の履行状況
- 低入札者の経営状況、信用状況に問題ないか
- その他必要と認める事項

○ 参考事項

- 業務委託については、排水処理施設運転管理業務を発注する際に、低入札価格調査制度の対象となった。平成 20 年度から過去 3 回の入札の結果、低入札価格調査を行った(入札価格が基準価格を下回った)のは、2 回だった。
- 低入札価格調査の結果、基準価格を下回って入札した業者を失格とした事例は、0 件だった。

【事例 2】水質検査業務委託に最低制限価格制度を利用した事例(〇〇市上下水道局)

○ 対象業務：

- 市が発注する業務委託契約に係る競争入札で、予定価格(消費税及び地方消費税額を含む。)が 500,000 円を超えるものを最低制限価格制度の対象業務としている。
- 〇〇市上下水道局では以前から水質検査業務を外部委託しており、その入札に関し平成 18 年度から最低制限価格制度を利用した一般競争入札としている。

○ 最低制限価格の設定方法

- 水質検査業務については、予定価格の 65%(税抜)を最低制限価格に設定している。

○ 公表の有無について

- 〇〇市上下水道局では、当該案件が最低制限価格制度の対象であること及び最低制限価格の設定方法については事前に公表している。
- 但し、予定価格及最低制限価格については、公表していない。

○ 参考事項

- これまで、水道水質検査業務において、最低制限価格以下の入札により失格となった事例は 0 件で、過去 5 年間の落札率は 83%~99%だった。
- 下水においては、最低制限価格以下の入札により失格となった事例は、過去 3 件有り、失格となった社の入札率は、31%~64%だった。